平成２９年（フ）第７２９号
川崎市麻生区片平４丁目11番14号　さくらハイツ　201
債務者　池　　裕介
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７３４号
川崎市川崎区境町８番13号
債務者　高垣　玲奈
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７６３号
川崎市宮前区馬絹３丁目４番16号
債務者　福岡　一浩
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７８０号
川崎市川崎区小田４丁目36番３号　氏家荘102
債務者　大関　政光
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７８４号
川崎市高津区明津７番地１　リバーサイド萩原　102
債務者　西村　　正
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７８７号
川崎市多摩区生田８丁目15番13号　シティハイム上の台　Ｃ－101
債務者　柿島　重臣
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７８８号
川崎市川崎区四谷上町３番18号　サンパレス103
債務者　渡嘉敷　努
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７９９号
川崎市幸区小倉４丁目26番４－206号　市営住宅
債務者　江川　　寛
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３９７号
新潟市西蒲区巻甲4025番地１第一コーポ真木Ｂ棟102号
債務者　青木　　優（旧姓小島）
1　決定年月日時　平成29年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４１９号
新潟県五泉市中野橋甲661番地の１
債務者　樋口　幸一
1　決定年月日時　平成29年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４３１号
新潟市西区内野町563番地２　福田貸家２号
債務者　田中　勝行
1　決定年月日時　平成29年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４３５号
新潟市西区大野町3455番地２
債務者　大縫　一夫
1　決定年月日時　平成29年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４３６号
新潟市西区内野上新町12680番地５
債務者　稲家　美穂
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２９８号
山梨県甲府市住吉１丁目６番２号　コーポあおやぎ204、前住所山梨県甲府市国母１丁目８番12号　エンゼルハウス国母Ａ－１
債務者　久恒　香澄
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第９７号
長野県埴科郡坂城町大字上平2501番地55
債務者　宮澤　和樹
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第１００号
長野県東御市和4601番地３
債務者　中島　昌宏
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第２９７号
兵庫県川西市湯山台１丁目22番地の19
債務者　丸山　哲史
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係